## 兵庫県公報

平成20年12月17日 水曜日 号 外

# 発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

条  例	^° →`y``
○ 統計調査条例(統計課)	6
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例(市町	
振興課)	10
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(同)	13
○ 食品衛生法基準条例の一部を改正する条例(生活衛生課)	13
○ 景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例(都市政策課)	14
○ 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(特別支援教育課)	16
○ 兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例(警察本部警務課)	17

## 公布された法令のあらまし

## ●統計調査条例(条例第49号)

統計法(以下「法」という。)の全部改正により、国、地方公共団体等が作成する統計の作成及び提供に関し基本となる事項が定められたことに伴い、法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県が行う統計調査(以下「県統計調査」という。)の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的として、統計調査条例を制定することとした。

1 目的

この条例は、法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関して必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とするものとする。

## 2 定義

- (1) この条例において「県統計調査」とは、法に規定する統計調査のうち県が行うものをいうものとする。 ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 地方自治法に規定する第1号法定受託事務として行うもの
  - イ 行政機関(法に規定する行政機関をいう。以下同じ。) その他の者から委託を受けて行うもの
- (2) この条例において「県基幹統計調査」とは、県統計調査のうち特に重要なものであって、知事その他の執行機関又は公営企業若しくは病院事業の管理者(以下「知事等」という。)が指定したものをいうものとする。
- (3) この条例において「調査票情報」とは、県統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)に記録されているものをいうものとする。
- (4) この条例において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人 又は法人その他の団体の識別(他の情報との照合による識別を含む。)ができないように加工したものを いうものとする。
- 3 県基幹統計調査の指定等
  - (1) 知事等は、2(2)による指定(以下この項において単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例に規定する統計委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴かなければならないものとする。
  - (2) 知事等は、指定をしたときは、その旨を告示しなければならないものとする。
  - (3) (1)及び(2)は、指定の解除について準用するものとする。
  - (4) 知事等は、県基幹統計調査を行おうとするときは、その目的、範囲、事項、方法、4の報告義務に関する事項その他必要な事項を告示しなければならないものとする。
- 4 報告義務

- (1) 知事等は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができるものとする。
- (2) (1)により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならないものとする。
- (3) (1)により報告を求められた者が、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。) 又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負うものとする。

#### 5 統計調査員

- (1) 知事等は、県基幹統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができるものとする。
- (2) 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、県基幹統計調査に関する事務に従事するものとする。

#### 6 立入検査等

- (1) 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) (1)により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないものとする。
- ③ (1)による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとする。
- 7 県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止

何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならないものとする。

8 結果の公表

知事等は、県統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないものとする。ただし、県基幹統計調査以外の県統計調査の結果については、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。

9 調査票情報の二次利用

知事等は、次に掲げる場合には、調査票情報を利用することができるものとする。

- (1) 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合
- (2) 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
- 10 調査票情報の提供

知事等は、(1)又は(2)に掲げる者がそれぞれ(1)又は(2)に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができるものとする。

- (1) 行政機関、他の地方公共団体その他これに準ずる者として知事等の規則(告示その他の規程を含む。以下同じ。)で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- (2) (1) に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として知事等の規則で定めるものを行う者 当該知事等の規則で定める統計の作成等
- 11 委託による統計の作成等

知事等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他知事等の規則で定める場合には、知事等の規則で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができるものとする。

- 12 匿名データの作成及び提供
  - (1) 知事等は、その行った県統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができるものとする。
  - (2) 知事等は、(1)により県基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならないものとする。
  - (3) 知事等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他知事等の規則で定める場合には、知事等の規則で定めるところにより、一般からの求めに応じ、(1)により作成した匿名データを提供することができるものとする。
- 13 手数料

11により知事等に委託をする者又は12(3)により匿名データの提供を受ける者は、次に掲げる手数料を納付しなければならないものとする。

- (1) 11により知事等に委託をする者 次に掲げる額の合計額
  - ア 統計の作成等に要する時間1時間までごとに5,900円の範囲内で知事等の規則で定める額
  - イ 統計の作成等の種類及び作成した統計等の提供の方法に応じ、実費を勘案して知事等の規則で定める 額
- (2) 12(3)により匿名データの提供を受ける者 次に掲げる額の合計額
  - ア 1,850円の範囲内で知事等の規則で定める額
  - イ 知事等が調査の基準となる期日又は期間及び調査票情報の種類に応じて区分した匿名データファイル 1ファイルにつき8,500円の範囲内で知事等の規則で定める額
  - ウ 匿名データの提供の方法に応じ、実費を勘案して知事等の規則で定める額

#### 14 調査票情報等の適正な管理

- (1) 次に掲げる者は、それぞれアからウまでに定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないものとする。
  - ア 10により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
  - イ 知事等 12(1)により作成した匿名データ
  - ウ 12(3)の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ
- (2) (1)は、(1)アからウまでに掲げる者から(1)アからウまでに定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用するものとする。
- 15 調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等
  - (1) 次に掲げる者は、それぞれアからウまでに定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないものとする。
    - ア 10により調査票情報の提供を受けた者その他の当該提供に係る調査票情報の取扱いに従事する者又は 従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
    - イ 10により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
    - ウ 12(1)による匿名データの作成に従事する知事等の職員又は職員であった者 当該匿名データに係る 調査票情報を取り扱う業務
  - (2) 10により調査票情報の提供を受けた者若しくは12(3)により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないものとする。

#### 16 補則

この条例の施行に関して必要な事項は、知事等の規則で定めるものとする。

#### 17 罰則

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するものとする。 ア 7に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすること により、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
  - イ 15(1)に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- (2) (1)アの罪の未遂は、罰するものとする。
- (3) 15(1)アからウまでに掲げる者が、その取り扱う15(1)アからウまでの調査票情報を、自己又は第三者の 不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するも のとする。
- (4) 次のア又はイのいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。 ア 4の県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
  - イ 県基幹統計調査の結果の作成に従事する者で県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめ る行為をした者
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処するものとする。
  - ア 4に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
  - イ 6(1)による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨 げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした 者

- ウ 12(3)の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を 受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自 己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者
- (6) (1)イ、(3)及び(5)ウの罪は、県の区域外においてこれらの罪を犯した者にも適用するものとする。

#### ●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例(条例第50号)

尼崎市が中核市に指定されることに伴い、知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例により尼崎市が処理することとしている事務のうち、法令の規定により尼崎市が処理することとなるものに係る規定を削除する等関係条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
- 2 動物愛護センター設置条例
- 3 景観の形成等に関する条例
- 4 屋外広告物条例
- 5 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例

#### ●使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第51号)

政治資金規正法の一部改正により、何人も都道府県の選挙管理委員会に対して政治団体の収支報告書及び政治資金監査報告書の写しの交付を請求することができることとされることに伴い、当該写しの交付に係る手数料を新たに徴収することとした。

#### ●食品衛生法基準条例の一部を改正する条例(条例第52号)

冷凍ぎょうざへの有機りん系薬物の混入とそれによる健康被害の発生、菓子製造における賞味期限切れ原材料の使用、乳幼児向けおもちゃへの鉛を含む塗料の使用その他の食の安全を脅かす事案の発生にかんがみ、食品衛生法に基づき条例で定める営業者等が公衆衛生上講ずべき措置を追加することとした。

### ●景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例(条例第53号)

過度な装飾、照明等を備え、周辺の地域の景観を損ねるような一定の規模を有するホテル、旅館、ぱちんこ店等の建築物等(以下「特定建築物等」という。)の新築等が社会的に問題視され、特定建築物等への景観の形成等に関する施策による対応の強化が求められている状況にかんがみ、特定建築物等の新築等について届出の義務を課すとともに、当該行為を行う者に対して特定建築物等景観基準に基づいて必要な指導、勧告等を行うこととし、次のとおり所要の整備を行うこととした。

- 1 特定建築物等の新築等の届出
  - (1) 定義
    - この条例において「特定建築物等」とは、次に掲げる建築物等をいうものとする。
    - ア 旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する建築物等(風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律施行条例に規定する第4種地域内の建築物等を除く。イにおいて同じ。)で、延べ面 積が500平方メートル以上又は客室数が10室以上であるもの
    - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に掲げる営業の用に供する建築物等で、延べ面積が200平方メートル以上又は設置するぱちんこ遊技機若しくは回胴式遊技機の台数が100台以上であるもの
    - ウ 発電用風力設備で、高さが31メートル(当該発電用風力設備が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル)を超えるもの
    - エ 観覧車で、高さが31メートル (当該観覧車が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、 その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル) を超えるもの
    - オ アからエまでに掲げるもののほか、景観に及ぼす影響が著しく大きいものとして規則で定める建築物 等
  - ② 特定建築物等景観基準
    - ア 知事は、特定建築物等と地域の景観との調和を図るため、特定建築物等景観基準を定めるものとする。
    - イ アの特定建築物等景観基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
      - (7) 特定建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
      - (4) その他知事が必要と認める事項
    - ウ 知事は、特定建築物等景観基準を定めようとするときは、あらかじめ、景観形成審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

- エ 知事は、特定建築物等景観基準を定めたときは、その内容を告示するものとする。
- オ ウ及びエは、特定建築物等景観基準の変更について準用するものとする。
- (3) 行為の届出

特定建築物等に係る次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事 に届け出なければならないものとする。

- ア 新築、改築、増築又は移転(建築基準法に規定する確認を必要とする行為に限る。イにおいて同じ。)
- イ 大規模な修繕又は大規模な模様替え
- ウ 外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更(ア及びイに該当する行為を除く。)
- (4) 指導又は助言

知事は、(3)の届出があった場合において、届出に係る行為が特定建築物等景観基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができるものとする。

- (5) 勧告及び公表
  - ア 知事は、(3)の届出をした者が正当な理由なく(4)の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を特定建築物等景観基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。
  - イ 知事は、アの勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
  - ウ 知事は、アの勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができるものとす る。
- (6) 特定建築物等に係る要請
  - ア 知事は、現に存する特定建築物等が特定建築物等景観基準に著しく適合しないと認めるときは、当該 特定建築物等の所有者等に対し、必要な要請をすることができるものとする。
  - イ 知事は、アの要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- (7) 国等に関する特例

国等が行う(3)の行為については、(3)の届出を要さず、国等は、知事にその内容を通知しなければならないものとする。

- 2 景観影響評価手続の充実
  - (1) 準備書の作成等
    - 1(3)の行為をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、1(3)の届出の前に、知事が定める景観影響評価指針に基づき、特定建築物等景観基準への適合又は不適合その他の当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価(以下「景観影響評価」という。)を行い、規則で定めるところにより、景観影響評価の結果その他規則で定める事項を記載した景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成し、これを知事に提出しなければならないものとする。
  - (2) 審査意見書の作成等
    - ア 知事は、準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者が 当該準備書について知事に提出する意見書(以下「住民意見書」という。)に対する特定建築主の見解が 記載された書面(以下「見解書」という。)の提出を受けた日(住民意見書の提出がない場合にあっては、 (1)により提出された準備書に係る縦覧の期間の終了した日)から起算して30日以内に、準備書について 審査を行い、次に掲げる事項に関する意見を記載した審査意見書(以下「審査意見書」という。)を作成 するものとする。
      - (7) 特定建築物等の特定建築物等景観基準への適合又は不適合
      - (f) 住民意見書及び見解書の内容を勘案して特定建築物等と地域の景観との調和を図るために特定建築 主が講ずべき措置
    - イ 知事は、アの審査意見書を作成しようとするときは、準備書の内容が特定建築物等景観基準に適合していることが明らかであり、かつ、住民意見書の提出がない場合を除き、関係市町の長及び審議会の意見を聴くものとする。
  - ③ 評価書の作成等

景観影響評価書(以下「評価書」という。)の提出は、1(3)の届出の前に行わなければならないものとする。

(4) 再審査意見書の作成等

ア 知事は、(3)の評価書の提出を受けた日から起算して30日以内に、評価書について審査を行い、評価書

の内容についての意見その他の特定建築物等と地域の景観との調和を図る観点からの意見を記載した意 見書(以下「再審査意見書」という。)を作成するものとする。

- イ 知事は、アの再審査意見書を作成しようとするときは、関係市町の長及び審議会の意見を聴くことが できるものとする。
- (5) 再審査意見書の送付等
  - ア 知事は、再審査意見書を特定建築主に送付するとともに、規則で定めるところにより、評価書の提出 があった旨及び再審査意見書を特定建築主に送付した旨を公告し、当該評価書の写し及び再審査意見書 の写しを当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。
  - イ 知事は、アの公告をしたときは、遅滞なく、関係市町の長に評価書の写し及び再審査意見書の写しを 送付するものとする。
- 3 罰則
  - 1(3)の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処するものとする。
- 4 その他

その他規定の整備を行うものとする。

●兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)

東播磨地域における特別支援学校への入学を希望する者の増加にかんがみ、あわせて兵庫県立いなみ野特別 支援学校における児童数及び生徒数の適正化を図るため、兵庫県立特別支援学校を次のとおり設置することと した。

名	称	位	置	部			設置年月日
兵庫県立東はりる	<b>に特別支援学校</b>	加古郡	播磨町	,	学学等	部 部 部	平成22年11月1日 平成22年11月1日 平成21年1月1日

#### ●兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例(条例第55号)

警察法施行令の一部改正に伴い、兵庫県警察本部警務部の所掌事務にオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に規定する給付金に関することを追加することとした。

条 例

統計調査条例をここに公布する。

平成20年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県条例第49号

#### 統計調査条例

統計調査条例(昭和39年兵庫県条例第42号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関して必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「県統計調査」とは、法第2条第5項に規定する統計調査のうち県が行うものをい う。ただし、次に掲げるものを除く。
  - (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務として行うもの
  - (2) 行政機関(法第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。) その他の者から委託を受けて行うもの
- 2 この条例において「県基幹統計調査」とは、県統計調査のうち特に重要なものであって、知事その他の執行機関又は公営企業若しくは病院事業の管理者(以下「知事等」という。)が指定したものをいう。
- 3 この条例において「調査票情報」とは、県統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を

いう。)に記録されているものをいう。

- 4 この条例において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別(他の情報との照合による識別を含む。)ができないように加工したものをいう。 (県基幹統計調査の指定等)
- 第3条 知事等は、前条第2項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する統計委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 2 知事等は、指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、指定の解除について準用する。
- 4 知事等は、県基幹統計調査を行おうとするときは、その目的、範囲、事項、方法、次条に規定する報告義務に関する事項その他必要な事項を告示しなければならない。

(報告義務)

- 第4条 知事等は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第1項の規定により報告を求められた者が、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。 (統計調査員)
- 第5条 知事等は、県基幹統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。
- 2 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、県基幹統計調査に関する事務に従事する。 (立入検査等)
- 第6条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計 調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必 要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)
- 第7条 何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、 当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。
- 第8条 知事等は、県統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、県基幹統計調査以外の県統計調査の結果については、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(調査票情報の二次利用)

(結果の公表)

- 第9条 知事等は、次に掲げる場合には、調査票情報を利用することができる。
  - (1) 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合
  - (2) 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

- 第10条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。
  - (1) 行政機関、他の地方公共団体その他これに準ずる者として知事等の規則(告示その他の規程を含む。以下同じ。)で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
  - (2) 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として知事等の規則で定めるものを行う者 当該知事等の規則で定める統計の作成等

(委託による統計の作成等)

第11条 知事等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その 他知事等の規則で定める場合には、知事等の規則で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行っ た県統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成及び提供)

- 第12条 知事等は、その行った県統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。
- 2 知事等は、前項の規定により県基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、 委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他知事等の規則で定める場合には、知事等の規則で 定めるところにより、一般からの求めに応じ、第1項の規定により作成した匿名データを提供することがで きる。

(手数料)

- 第13条 第11条の規定により知事等に委託をする者又は前条第3項の規定により匿名データの提供を受ける者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。
  - (1) 第11条の規定により知事等に委託をする者 次に掲げる額の合計額
    - ア 統計の作成等に要する時間1時間までごとに5,900円の範囲内で知事等の規則で定める額
    - イ 統計の作成等の種類及び作成した統計等の提供の方法に応じ、実費を勘案して知事等の規則で定める 額
  - ② 前条第3項の規定により匿名データの提供を受ける者 次に掲げる額の合計額
    - ア 1,850円の範囲内で知事等の規則で定める額
    - イ 知事等が調査の基準となる期日又は期間及び調査票情報の種類に応じて区分した匿名データファイル 1ファイルにつき8,500円の範囲内で知事等の規則で定める額
    - ウ 匿名データの提供の方法に応じ、実費を勘案して知事等の規則で定める額

(調査票情報等の適正な管理)

- 第14条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
  - (1) 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
  - (2) 知事等 第12条第1項の規定により作成した匿名データ
  - ③ 第12条第3項の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

- 第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
  - (I) 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者その他の当該提供に係る調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
  - (2) 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
  - ③ 第12条第1項の規定による匿名データの作成に従事する知事等の職員又は職員であった者 当該匿名データに係る調査票情報を取り扱う業務
- 2 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第12条第3項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(IIIA1)

- 第16条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等の規則で定める。 (罰則)
- 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第7条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
  - (2) 第15条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- 2 前項第1号の罪の未遂は、罰する。
- 第18条 第15条第1項各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する調査票情報を、自己又は第三者の 不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
- (2) 県基幹統計調査の結果の作成に従事する者で県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる 行為をした者
- 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第4条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
  - (2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
  - (3) 第12条第3項の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者
- 第21条 第17条第1項第2号、第18条及び前条第3号の罪は、県の区域外においてこれらの罪を犯した者にも 適用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(県指定統計調査に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の統計調査条例(以下「旧条例」という。)第 2条第2項の規定により指定された県指定統計調査は、改正後の統計調査条例(以下「新条例」という。)第 2条第2項の規定により指定された県基幹統計調査とみなす。

(調査票の使用に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第8条ただし書の規定により調査票を使用している者は、施行日から起算して6月を経過する日までの間は、新条例の規定にかかわらず、従前の例により当該調査票を使用することができる。

(調査票に関する経過措置)

- 4 旧条例の規定により県指定統計調査によって集められた調査票に記録されている情報は、新条例の規定による県基幹統計調査に係る調査票情報とみなす。
- 5 旧条例の規定により県指定統計調査以外の統計調査によって集められた調査票に記録されている情報は、 新条例の規定による県基幹統計調査以外の県統計調査に係る調査票情報とみなす。

(結果の公表に関する経過措置)

6 施行日前に公表されていない県指定統計調査の結果に対する旧条例第10条の規定の適用については、なお 従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

7 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(旧条例の規定に基づく処分又は手続の効力)

8 施行日前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新条例に相当の規定があるものは、新条例の相当の規定によってしたものとみなす。

(個人情報の保護に関する条例の一部改正)

- 9 個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。 第53条第1項各号を次のように改める。
  - (1) 統計法 (平成19年法律第53号) 第2条第5項に規定する統計調査によって集められた保有個人情報
  - (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる保有個人情報
  - (3) 統計法第16条の規定により同法第2条第6項に規定する基幹統計調査に関する事務の一部を行う場合 において国から提供を受けた同条第10項に規定する行政記録情報に含まれる保有個人情報

(附属機関設置条例の一部改正)

10 附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表長期ビジョン審議会の項の次に次のように加える。

統計委員会 統計調査条例 (平成20年兵庫県条例第49号) による県統計調査の実施及 び結果の利用に関する重要事項の調査審議に関する事務 (委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

11 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中第44号を第43号の3とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 統計委員会

別表第1長期ビジョン審議会の項の次に次のように加える。

統計委員会	委員長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第2長期ビジョン審議会の委員の項の次に次のように加える。

統計委員会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
----------	---------------------

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成20年12月17日

^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県条例第50号

### 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を 次のように改正する。

本則の表3の部から5の部までを次のように改める。

3及び4 削除

5 墓地、埋葬等に関する法律等に基づく事務

事務	市町
墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下この部において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第10条第1項又は第2項の規定による許可に関する事務 (2) 法第18条第1項の規定による立入検査及び報告の徴収に関する事務 (3) 法第19条の規定による施設の整備改善又は使用の制限若しくは禁止の命令又は許可の取消しに関する事務 (4) 法の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの	各市町(神戸市、姫 路市、尼崎市及び 西宮市を除く。)

本則の表7の部及び13の部中「姫路市」の右に「、尼崎市」を加え、同表30の部(1)の項イ中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に改め、同項ウ中「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改め、同部(2)の項イ中「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に改め、同項ウ中「第62条の3第4項第15号ニ」を「第62条の3第4項第16号ニ」に改め、同項カ中「第20条の2第11項」を「第20条の2第13項」に改め、同項ケ中「第38条の4第20項」を「第38条の4第22項」に改め、同表43の部(1)の項オ中「第29条第9項」を「第29条第10項」に改め、同項中オを力とし、同項エ中「第29条第8項」を「第29条第9項」に改め、同項中エをオとし、同項ウ中「第29条第6項」を「第29条第7項」に改め、同項中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第29条第3項の規定による届出の受理に関する事務

本則の表43の部(2)の項及び44の部中「姫路市」の右に「、尼崎市」を加え、同表47の部及び48の部を次のように改める。

47及び48 削除

本則の表57の部中「第83条第1項」を「第40条第1項」に、「第84条第1項」を「第41条第1項」に、「第

85条第1項」を「第42条第1項」に改め、同表59の部を次のように改める。

59 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務

	事務	市	町
動物	めの愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この部において	姫路市、	尼崎市及
「法」	という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	び西宮市	i
(1)	法第10条第1項の規定による登録に関する事務		
(2)	法第13条第1項の規定による登録の更新に関する事務		
(3)	法第14条第1項又は第2項の規定による届出の受理に関する事務		
(4)	法第15条の規定による動物取扱業者登録簿の閲覧に関する事務		
(5)	法第16条第1項の規定による届出の受理に関する事務		
(6)	法第17条の規定による登録の抹消に関する事務		
(7)	法第19条第1項の規定による登録の取消し又は命令に関する事務		
(8)	法第22条第3項の規定による研修の開催に関する事務		
(9)	法第23条第1項又は第2項の規定による勧告に関する事務		
(10)	法第23条第3項の規定による命令に関する事務		
(11)	法第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務		
(12)	法第25条第1項の規定による勧告に関する事務		
(13)	法第25条第2項の規定による命令に関する事務		
(14)	法第26条第1項の規定による許可に関する事務		
(15)	法第28条第1項の規定による許可に関する事務		
(16)	法第28条第3項の規定による届出の受理に関する事務		
(17)	法第29条の規定による許可の取消しに関する事務		
(18)	法第32条の規定による命令に関する事務		
(19)	法第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務		

本則の表62の部中「尼崎市、」を削り、同表66の2の部及び67の4の部を削り、同表67の5の部を同表67の4の部とし、同表73の部を次のように改める。

73 旅館業法施行条例に基づく事務

事務	市町
旅館業法施行条例(昭和39年兵庫県条例第63号)に基づく事務のうち、同名第9条第2項の規定による特別の措置の命令に関する事務	:例 神戸市、姫路市、 尼崎市及び西宮市

本則の表75の部(2)の項中「姫路市」の右に「、尼崎市、明石市」を加え、「及び伊丹市」を「、伊丹市、加古川市及び宝塚市」に改め、同表78の部中「姫路市」の右に「、尼崎市」を加え、同表80の部を次のように改める。

80 動物の愛護及び管理に関する条例等に基づく事務

事務	市町
(1) 動物の愛護及び管理に関する条例(平成5年兵庫県条例第8号。以下この部において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものア 条例第15条第1項の規定による届出の受理に関する事務イ条例第16条第1項の規定による通報の受理に関する事務ウ条例第25条第1項、第4項又は第5項の規定による届出の受理に関する事務エ条例第26条の規定による届出済証の交付に関する事務	神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市
オ 条例第27条第1項の規定による飼い犬の収容に関する事務	

尼崎市及び西宮市

カ 条例第28条第1項の規定による必要な措置に関する事務(条例第27条第1	
項の規定により収容した飼い犬に係るものに限る。キ及びコにおいて同じ。)	
キ 条例第28条第2項の規定による処分に関する事務	
ク 条例第29条第1項の規定による通知及び公示に関する事務	
ケ 条例第29条第3項の規定による処分に関する事務	
コ 条例第30条の規定による譲渡に関する事務	
サ 条例第31条第1項の規定による野犬の掃とうに関する事務	
シ 条例第32条第2項の規定による届出の受理に関する事務	
ス 条例第34条の規定による必要な措置の命令に関する事務	
セ 条例第35条第1項の規定による報告の徴収に関する事務(動物取扱業に係	
るものを除く。ソにおいて同じ。)	
ソ 条例第35条第2項の規定による立入調査及び質問に関する事務	
② 条例及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(動	姫路市、尼崎市及
物取扱業に係るものに限る。)	び西宮市
ア 条例第35条第1項の規定による報告の徴収に関する事務	
イ 条例第35条第2項の規定による立入調査及び質問に関する事務	

本則の表84の部中「姫路市」の右に「、尼崎市」を加え、同表84の2の部の次に次のように加える。 84の3 障害者自立支援法の施行のための規則に基づく事務

③ 条例及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるも 神戸市、姫路市、

事務	市町
障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の施行のための規則に基づく事務の	各市町(神戸市を
うち、別に規則で定めるもの	除く。)

本則の表86の部中「姫路市」の右に「、尼崎市」を加える。

(動物愛護センター設置条例の一部改正)

第2条 動物愛護センター設置条例(平成10年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。 第2条の表中

2 特定動物の飼養又は保管に関する事務	県内全域(神戸市、姫路 市及び西宮市を除く。)
3 ねこの引取りに関する事務、引き取った犬、収容した負傷動物等及 び収容した飼い犬の処分の執行及び譲渡、動物取扱業に関する事務並 びに実験動物の飼養又は保管に関する事務	県内全域(神戸市、姫路 市、尼崎市及び西宮市を 除く。)
4 抑留した犬の処分の執行	

を

2 特定動物の飼養又は保管に関する事務	県内全域(神戸市、姫路
3 ねこの引取りに関する事務、引き取った犬、収容した負傷動物等及び収容した飼い犬の処分の執行及び譲渡、動物取扱業に関する事務並びに実験動物の飼養又は保管に関する事務	市、尼崎市及び西宮市を除く。)
4 抑留した犬の処分の執行	

に改める。

(景観の形成等に関する条例の一部改正)

第3条 景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第31条第3項中「姫路市」の右に「、尼崎市」を加える。

(屋外広告物条例の一部改正)

第4条 屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第6号中「姫路市」の右に「、尼崎市」を加える。

(教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第5条 教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第59号)の 一部を次のように改正する。

本則の表2の項中「姫路市」の右に「、尼崎市」を加える。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条中知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表30の部、57の部及び75の部の改正規定は公布の日から、同表43の部(1)の項の改正規定は介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成20年法律第42号)の施行の日から施行する。

^^^^^

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県条例第51号

## 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。 別表第4の8の部の次に次のように加える。

8の2 政治資金規正法に関する手数料

名 称	事務の区分	金額
収支報告書又は政治	政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条の2第2項	用紙1枚につき
資金監査報告書の写	の規定に基づく収支報告書又は政治資金監査報告書の写し	10円
しの交付手数料	の交付	

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

^^^^^

食品衛生法基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県条例第52号

## 食品衛生法基準条例の一部を改正する条例

食品衛生法基準条例 (平成11年兵庫県条例第56号) の一部を次のように改正する。 第1条中「第50条第2項」の右に「(法第62条第1項において準用する場合を含む。)」を加える。

第2条に次の1項を加える。

- 4 別表第1の13の規定は、法第62条第1項において準用する法第50条第2項に規定する基準について準用する。この場合において、同表の13の(1)中「食品等」とあるのは「法第62条第1項に規定するおもちゃ(以下「おもちゃ」という。)」と、同表の13の(2)中「食品等」とあるのは「おもちゃ」と読み替えるものとする。別表第1の4の(3)中「(保健所を設置する市にあっては、市長。以下同じ。)」を削り、同表の6中(13)を(14)とし、(3)から(12)までを(4)から(13)までとし、(2)の次に次のように加える。
  - ③ 原材料として使用する食品は、適正な温度及び方法で衛生的に保存し、使用に当たっては、品質、鮮

度、表示等が適正なものを選択し、必要に応じて前処理を行うこと。

別表第1の11の(1)中「仕入」を「仕入れ」に改め、同表の13を次のように改める。

- 13 情報の提供及び報告
  - (1) 営業者は、販売する食品等についての安全性に関する情報の提供に努めること。
  - (2) 営業者は、製造し、加工し、若しくは輸入した食品等による健康被害(医師が当該食品等に起因し、 又は起因する疑いがあると診断したものに限る。)又は法に違反している食品等について、県民局長に報 告すること。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

^^^^^

景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県条例第53号

### 景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

「第4章の2 特定建築物等

目次中「第4章の2 景観影響評価(第27条の2-第27条の14)」を 第1節 特定建築物等の新築等の 第2節 景観影響評価(第27条の

届出(第27条の2-第27条の2の6) に改める。

2の7-第27条の14)

第2条第5号中「建築物等を」を「建築物等(特定建築物等を除く。)を」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 特定建築物等 次に掲げる建築物等をいう。
  - ア 旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第2条第1項に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する建築物等 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (昭和39年兵庫県条例第55号) 第2条第4号に規定する第4種地域内の建築物等を除く。次号において同じ。) で、延べ面積が500平方メートル以上又は客室数が10室以上であるもの
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供する建築物等で、延べ面積が200平方メートル以上又は設置するぱちんこ遊技機若しくは回胴式遊技機の台数が100台以上であるもの
  - ウ 発電用風力設備で、高さが31メートル(当該発電用風力設備が、建築物等と一体となつて設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル)を超えるもの
  - エ 観覧車で、高さが31メートル (当該観覧車が、建築物等と一体となつて設置される場合にあつては、 その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル) を超えるもの
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、景観に及ぼす影響が著しく大きいものとして規則で定める建築物 等

第7条第1項中「大規模建築物等」の右に「その他の建築物等」を加える。

第10条第1項第1号中「建築物等」の右に「(特定建築物等を除く。以下この条及び第13条において同じ。)」 を加える。

第11条第1項中「(第4章の2の規定の適用を受けるものを除く。)」を削る。

第13条第1項中「おいて、」の右に「現に存する」を加える。

第18条第1項中「(第4章の2の規定の適用を受けるものを除く。)」を削る。

第20条第1項中「おいて、」の右に「現に存する」を加える。

第24条第1項中「(第4章の2の規定の適用を受けるものを除く。)」を削る。

第26条第1項中「おいて、」の右に「現に存する」を加える。

「第4章の2 景観影響評価」を「第4章の2 特定建築物等」に改める。

第27条の2中「景観に及ぼす影響が著しく大きいものとして規則で定める建築物等(以下「特定建築物等」

という。)に係る第10条第1項第1号から第3号までに掲げる」を「第27条の2の2に規定する」に改め、「いう。)は」の右に「、同条の規定による届出の前に」を、「基づき、」の右に「特定建築物等景観基準への適合又は不適合その他の」を加え、同条を第27条の2の7とし、第4章の2中同条の前に次の1節及び節名を加える。

第1節 特定建築物等の新築等の届出

(特定建築物等景観基準)

- 第27条の2 知事は、特定建築物等と地域の景観との調和を図るため、特定建築物等景観基準を定めるものとする。
- 2 前項の特定建築物等景観基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 特定建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
  - ② その他知事が必要と認める事項
- 3 知事は、特定建築物等景観基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、特定建築物等景観基準を定めたときは、その内容を告示するものとする。
- 5 前2項の規定は、特定建築物等景観基準の変更について準用する。

(行為の届出)

- 第27条の2の2 特定建築物等に係る次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
  - (1) 新築、改築、増築又は移転(建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為に限る。次号に おいて同じ。)
  - ② 大規模な修繕又は大規模な模様替え
  - ③ 外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更(前2号に該当する行為を除く。)

(指導又は助言)

第27条の2の3 知事は、前条の規定による届出があつた場合において、届出に係る行為が特定建築物等景観 基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。 (勧告及び公表)

- 第27条の2の4 知事は、第27条の2の2の規定による届出をした者が正当な理由なく前条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を特定建築物等景観基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる

(特定建築物等に係る要請)

- 第27条の2の5 知事は、現に存する特定建築物等が特定建築物等景観基準に著しく適合しないと認めるときは、当該特定建築物等の所有者等に対し、必要な要請をすることができる。
- 2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。 (国等に関する特例)
- 第27条の2の6 第14条の規定は、国等が行う第27条の2の2に規定する行為について準用する。

第2節 景観影響評価

第27条の3第2項中「この章」を「この節」に改める。

第27条の6第1項中「住民意見書の」の右に「写しの」を加える。

第27条の7第1項中「ときは、当該提出を受けた日」を「日(住民意見書の提出がない場合にあつては、第27条の3第1項の縦覧の期間の終了した日)」に改め、「住民意見書及び見解書の内容を勘案して」を削り、「特定建築物等と地域の景観との調和を図るための措置」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 特定建築物等の特定建築物等景観基準への適合又は不適合
- (2) 住民意見書及び見解書の内容を勘案して特定建築物等と地域の景観との調和を図るために特定建築主が講ずべき措置

第27条の7第2項前段中「審議会」を「準備書の内容が特定建築物等景観基準に適合していることが明らかであり、かつ、住民意見書の提出がない場合を除き、関係市町の長及び審議会」に改め、同項後段を削る。 第27条の8第1項第4号中「事業者」を「特定建築主」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による評価書の提出は、第27条の2の2の規定による届出の前に行わなければならない。 第27条の8の次に次の1条を加える。

(再審査意見書の作成等)

- 第27条の8の2 知事は、前条第1項の規定による評価書の提出を受けた日から起算して30日以内に、評価書について審査を行い、評価書の内容についての意見その他の特定建築物等と地域の景観との調和を図る観点からの意見を記載した意見書(以下「再審査意見書」という。)を作成するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により再審査意見書を作成しようとするときは、関係市町の長及び審議会の意見を聴くことができる。

第27条の9の見出しを「(再審査意見書の送付等)」に改め、同条第1項中「評価書の提出があつたときは」を「再審査意見書を特定建築主に送付するとともに」に、「その旨」を「評価書の提出があつた旨及び再審査意見書を特定建築主に送付した旨」に、「その写し」を「当該評価書の写し及び再審査意見書の写し」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「準備書の写し」とあるのは、「評価書の写し及び再審査意見書の写し」と読み替えるものとする。

第27条の10第1項及び第2項中「第27条の2」を「第27条の2の7」に改める。

第27条の14第1項第1号中「この章」を「この節」に改める。

第35条中「又は第23条」を「、第23条又は第27条の2の2」に改める。

附 目

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項(同法第87条第1項並びに第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する確認の申請を行っている改正後の景観の形成等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第27条の2の2に規定する行為については、改正後の条例第4章の2(第27条の2の5を除く。)の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の景観の形成等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第10条第1項若しくは第2項、第17条若しくは第23条の規定による届出又は第14条第1項(第21条及び第27条において準用する場合を含む。)の規定による通知を行っている行為に係る指導若しくは助言、勧告若しくは公表又は要請については、改正後の条例第4章の2第1節の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第11条第2項、第18条第2項又は第24条第2項の規定による知事の 求めに応じ、景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価の手続(以下「景観影響評価手続」という。)が 開始されている行為について、当該行為を行おうとする者が当該景観影響評価手続を行うときは、当該行為 については、改正後の条例第4章の2第2節の規定は、適用しない。この場合における当該行為に係る届出 については、同章第1節の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例第27条の2の規定により景観影響評価準備書が提出されている行為 に係る景観影響評価手続及び届出については、改正後の条例第4章の2の規定にかかわらず、なお従前の例 による
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

^^^^

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成20年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 兵庫県条例第54号

#### 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年兵庫県条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立いなみ野特別支援学校の項の次に次のように加える。

		小 学 部
兵庫県立東はりま特別支援学校	加古郡播磨町	中 学 部
		高 等 部

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行し、改正後の兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例別表兵庫県立東はりま特別支援学校の項(小学部及び中学部に係る部分に限る。)の規定は、平成22年11月1日から適用する。

^^^^^

兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県条例第55号

## 兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県警察本部の組織に関する条例(昭和36年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。 第4条に次の1号を加える。

(9) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条 第1項に規定する給付金に関すること。

附 則

この条例は、平成20年12月18日から施行する。